

練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則

平成21年 6 月 4 日

規則第48号

改正 平成27年 3 月13日規則第26号

平成27年 6 月 1 日規則第79号

平成28年 3 月31日規則第130号

令和元年 6 月25日規則第11号

令和 3 年 3 月30日規則第26号

令和 4 年 2 月18日規則第 7 号

令和 4 年 9 月30日規則第80号

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）および長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法および省令において使用する用語の例による。

(敷地が2以上の区域にまたがる場合の認定申請)

第3条 認定を必要とする住宅の敷地が、2以上の行政区域にまたがる場合は、その敷地の所管面積が最大の所管行政庁の認定を受けなければならない。

(認定申請書に添付する図書および調書)

第4条 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、申請に係る長期優良住宅建築等計画または長期優良住宅維持保全計画が法第6条第1項各号（第3号および第4号を除く。）に掲げる基準に適合することが確認できる図書で、区長が必要と認めるものとする。

2 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項の図書を添付する場合において、省令第2条第1項に掲げる図書のうち区長が不要と認めるも

のとする。

(容積率の特例の許可の申請に係る添付書類)

第4条の2 省令第18条第1項の規定により区長が定める図書または書面は、別表に掲げる図書、理由書および認定通知書(変更認定を受けた者は、認定通知書および変更認定通知書)の写しその他区長が必要と認める書類とする。

(良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持および向上への配慮に係る事項)

第5条 法第6条第1項第3号に掲げる良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持および向上に配慮されたものであることについての基準は、地域のまちなみ等と調和した住宅の普及を図る観点から、区長が別に定めるところによるものとする。

(自然災害による被害の発生防止または軽減への配慮に係る事項)

第6条 法第6条第1項第4号に掲げる自然災害による被害の発生防止または軽減に配慮されたものであることについての基準は、建築をしようとする住宅が立地する地域における自然災害による被害の発生防止または軽減への配慮の観点から、区長が別に定めるところによるものとする。

(建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定および特定建築基準適合審査)

第7条 認定申請または法第8条第1項の規定に基づく変更の認定の申請(以下「変更認定申請」という。)をしようとする者は、法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申出をする場合で、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請をする場合に、同法第6条の3第1項の特定構造計算基準または特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、区長が認定または変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第7項の適合判定通知書またはその写しに建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第3条の7第1項第1号口 および に定める図書および書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 認定申請または変更認定申請をしようとする者は、法第6条第2項の規定による申出に併せて、建築基準法第6条の3第1項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識および技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準または特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査をする部分については、前項の規定は、適用しない。

（計画の通知）

第8条 法第6条第3項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第1号様式）に建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書を添えて建築主事に行うものとする。

（認定申請の取下げ）

第9条 認定申請または変更認定申請をした者は、区長が認定または変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第2号様式）の正本および副本を区長に届け出なければならない。

2 区長は、前条の通知を行った場合で前項の取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書（第3号様式）により建築主事に通知しなければならない。

3 第1項の取下げ届の副本は、申請をした者に返還するものとする。

（許可申請の取下げ）

第9条の2 省令第18条第1項の規定により許可を申請した者は、区長が許可をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、許可申請取下げ届（第3号様式の2）により区長に届け出なければならない。

（報告）

第10条 認定計画実施者は、法第12条の規定により認定長期優良住宅の建築工事が完了した旨の報告を求められた場合においては、工事完了報告書（第4号様式）により、区長に報告するものとする。

2 認定計画実施者は、法第12条の規定により前項の報告以外の報告を求められた場合においては、状況報告書（第5号様式）により、報告内容を説明するた

めの図書を添えて、区長に報告するものとする。

(取りやめる旨の申出)

第11条 法第14条第1項第2号の申出をしようとする認定計画実施者は、取りやめ届(第6号様式)の正本および副本に、認定通知書(変更認定を受けた者は、認定通知書および変更認定通知書)を添えて、区長に届け出なければならない。

2 前項の取りやめ届の副本は、認定計画実施者に返還するものとする。

第11条の2 法第18条第1項の規定による許可を受けた住宅の工事を取りやめようとする者は、工事取りやめ届(第6号様式の2)により、許可通知書を添えて、区長に届け出なければならない。

2 前項の規定により添付した許可通知書は、届出を受理した日から7日以内に、届出をした者に返還するものとする。

(取消しの通知)

第12条 法第14条第2項の規定による通知は、取消通知書(第7号様式)により行うものとする。

付 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

付 則(平成27年3月規則第26号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成27年6月規則第79号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

付 則(平成28年3月規則第130号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則(令和元年6月規則第11号)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区長期優良住宅の普及の

促進に関する法律施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和3年3月規則第26号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

14 この規則の施行の際、第13条の規定による改正前の練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和4年2月規則第7号）抄

1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和4年9月規則第80号）抄

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表（第4条の2関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路および目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置ならびに敷地の接する道路の位置および幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途ならびに壁および開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺および開口部の位置
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒およびひさしの出、軒の高さならびに建築物の高さ